

別表十三(五)
 「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度	法人名
------	-----

別表十三(五)
 令五・四・一以後終了事業年度分

譲渡資産の明細	取得資産の明細	帳簿価額の減額等をした場合	対価の額の計算	特別勘定を設けた場合	その他
譲渡した資産の種類	取得した買換資産の種類	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	対価の額の合計額 (6の計)	特別勘定に経理した金額	
同上の資産の取得年月日	取得した買換資産の所在地	買換資産の取得のための借入金又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	繰入額(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	
譲渡した資産の所在地	取得年月日	圧縮基礎取得価額 ((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	特別勘定の対象となり得る金額 (30) - (31)	繰入限度額 (38) × (10) × $\frac{100}{100}$	
譲渡した土地等の面積	買換資産の取得価額	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(37)と(38)のうち少ない金額)	繰入限度超過額 (37) - (39)	
譲渡年月日	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	同上のうち前期末まで資産の取得に充てた金額	翌期繰越額の計算	
対価の額	取得した土地等の面積	取得した土地等の面積	当期中において買換資産の取得に充てた金額	期末特別勘定残額 (41) - (42) - (43)	
帳簿価額	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (33) - (34) - (35)		
譲渡に要した経費の額	取得価額	取得価額			
計 (7) + (8)	取得した土地等の面積	取得した土地等の面積			
差益割合	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積			
	取得価額	取得価額			
	計 (14) × $\frac{(18) - (19)}{(18)}$	取得した土地等の面積			
	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	取得した土地等の面積			
	買換資産の取得のための借入金又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	取得した土地等の面積			
	圧縮基礎取得価額 ((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	取得した土地等の面積			
	買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(37)と(38)のうち少ない金額)	取得した土地等の面積			
	前期末の取得価額	取得した土地等の面積			
	前期末の帳簿価額	取得した土地等の面積			
	圧縮基礎取得価額 (23) × $\frac{(25)}{(24)}$	取得した土地等の面積			
	繰入限度額 ((23)又は(26)) × (10) × $\frac{100}{100}$	取得した土地等の面積			
	繰入限度超過額 (21) - (27)	取得した土地等の面積			
	取得価額に算入しない金額 ((21)と(27)のうち少ない金額) × $\frac{(23)}{(23)}$	取得した土地等の面積			
	対価の額の合計額 (6の計)	取得した土地等の面積			
	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	取得した土地等の面積			
	特別勘定の対象となり得る金額 (30) - (31)	取得した土地等の面積			
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(37)と(38)のうち少ない金額)	取得した土地等の面積			
	同上のうち前期末まで資産の取得に充てた金額	取得した土地等の面積			
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	取得した土地等の面積			
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (33) - (34) - (35)	取得した土地等の面積			
	特別勘定に経理した金額	取得した土地等の面積			
	繰入額(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	取得した土地等の面積			
	繰入限度額 (38) × (10) × $\frac{100}{100}$	取得した土地等の面積			
	繰入限度超過額 (37) - (39)	取得した土地等の面積			
	翌期繰越額の計算	取得した土地等の面積			
	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(37) - (40))	取得した土地等の面積			
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	取得した土地等の面積			
	当期中に益金の額に算入すべき金額	取得した土地等の面積			
	期末特別勘定残額 (41) - (42) - (43)	取得した土地等の面積			

P63参照

P64参照

その他参考となる事項

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00549	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00550	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00363	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00422	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00364	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (令和5年旧措置法第1号該当)	「令和5年旧措置法第65条の7第1項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」又は「令和5年旧措置法第65条の9」	00359	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」、「令和5年旧措置法第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00553	「37」欄の金額 （「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00554	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 （人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00369	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00423	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00370	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (令和5年旧措置法第1号該当)		「令和5年旧措置法第65条の8第1項」、「令和5年旧措置法第65条の8第2項」又は「令和5年旧措置法第65条の9」	

※ 「第65条の8第2項」又は「令和5年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「令和5年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。